

＜重要なお知らせ＞

2020年4月の民法改正により瑕疵担保責任の規定が契約不適合責任へと変わりました。

本業務に係る入札参加資格については、建設関連業務共同企業体取扱試行要領（H26.4.1 県土整備部技術企画課定め）に基づき認定しますが、要領第11条及び別記様式2号（協定書案）における「瑕疵担保」については「契約不適合」に読み替えますので、協定書の締結については下例を参考に適切に行ってくださいようお願いします。

＜様式第2号（第9条関係）協定書＞

【改正後】

（解散後の契約不適合責任）

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連携してその責に任ずるものとする。

【改正前】

（解散後の瑕疵担保責任）

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連携してその責に任ずるものとする。